

政管健保の保健事業

第23回政府管掌健康保険事業運営懇談会(平成19年3月5日)抜粋

- 生活習慣病予防健診事業の一般健診については、平成19年度において、約12億円増額するとともに、健診単価の引き下げや受診勧奨の拡大を行うことにより、実施者数を拡大する措置を講じる予定。

(参考)

一般健診の状況	平成18年度	平成19年度
① 健診実施者数の拡大 :	403万人(実績見込)	→ 427万人(約24万人増の見込)
② 健診実施率の向上 :	31.7%(実績見込)	→ 34.0%(2.3%増の見込)
③ 健診単価の引き下げ :	18,144円	→ 18,007円(137円減)

注1) 健診実施者数及び健診実施率については、平成18年12月末の実績見込に基づき算出している(別添6参照)。

注2) 健診実施率は、40歳以上被保険者の健診実施割合である。

注3) 健診単価については、胸部及び胃部ともレントゲン検査を直接撮影で実施した場合の価格である。

(単位:百万円)

	平成18年度 予算	平成19年度 予算案	増 減
生活習慣病予防健診検査費	44,296	45,766	+1,470 (+3.3%)
一般健診	41,897	43,085	+1,188
付加健診	635	612	▲23
C型肝炎ウイルス検査	420	450	+30
その他の検診	1,344	1,619	+275

(注) その他の検診は、乳がん・子宮がん検診及びフォローアップ健診等である。

## ○ 政管健保における「特定健康診査」・「特定保健指導」の実施について

「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行により、平成20年4月から政管健保等の保険者に対して、40歳以上の被保険者及び被扶養者に対する「内臓脂肪型症候群(メタボリックシンドローム)」に着目した「特定健康診査」及びその結果に基づく「特定保健指導」の実施が義務づけられる。

政管健保においては、従来から「生活習慣病予防健診事業」として、被保険者あるいはその被扶養配偶者に対する健診を推進してきたところであるが、今後は「特定健康診査」及び「特定保健指導」(以下「特定健診等」という。)を中心として、保険者独自の健診項目を含めた健診事業を実施し、被保険者、被扶養者の皆様の健康づくりに取り組むこととしている。

(別添7参照)

## ○ 被扶養者の特定健診等の実施のため、検討を要する主な事項

### 1) 特定健診関係

#### ①市町村・地域医師会等との調整

被扶養者の身近な健診は、市町村等の住民健診であり、その多くは市町村等が地域の医師会等と契約していることが多いこと等から、これらの現状を踏まえ、市町村等が契約している地域の医師会等と被扶養者健診について一括契約するなど、円滑な被扶養者健診の実施のための調整が必要となる。

## ②受診券の交付について

また、被扶養者の健診は、住所地の身近な健診機関において実施されている現状があることから、被扶養者健診の受診希望者に対し、受診券を交付して、身近な健診機関で受診可能となる方法を検討している。

## ③健診費用等の受付・支払体制

健診機関等からのデータの受け入れ、健診費用のチェック及び費用請求等の事務処理体制等の整備の検討が必要となる。

## 2) 特定保健指導関係

### ①委託先の確保

現在の財団保健師による事後指導実施体制だけでは、対応が不可能であることから、保健師等を有し、保健指導の実施が可能な民間機関等に委託することを基本としつつ、市町村国保等の保健指導を委託した実施方法等についても、引き続き検討することとしている。

### ②保健指導の実施体制

保健指導対象者の受付、保健指導実施機関等への連絡、費用の請求・支払及び指導結果の審査等の事務処理体制についても、今後、検討が必要となる。

## (特定健診等の概要)

- ・ 保険者に対して、40歳以上の被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）に対する特定健康診査の実施を義務付け。  
(現行は40歳以上の被保険者及び35歳以上の被保険者で生活習慣の改善を希望する方及び被扶養配偶者の方を対象。)
- ・ 特定健康診査の結果、保健指導が必要な方には、保健師等により一定期間の保健指導（特定保健指導）を実施。
- ・ 特定保健指導が必要な被保険者の方が転職等により保険者が変更となっても、変更前の保険者から特定健診等の記録を引き継ぐことにより、特定保健指導を実施する（記録を引き継ぐ際には、被保険者本人の同意が必要。）。
- ・ 労働安全衛生法に基づく健診（事業主健診）を受けた被保険者の方について、健診の結果を保険者に引き継ぎ、その結果、保健指導が必要な方には、特定保健指導を実施。
- ・ 保険者は5年ごとに、特定健康診査等の具体的な実施方法や実施目標及び目標等を定め（特定健康診査等実施計画）、これを公表。
- ・ 新たに創設される「後期高齢者医療制度」における保険者の費用負担（後期高齢者支援金等）に際しては、各保険者が定める「特定健康診査等実施計画」の達成状況等を勘案して、負担金の額が決定される。（平成25年度から）

## 特定健診に関する制度の比較

(特定健診の検査項目については、平成18年7月公表「標準的な健診・保健指導プログラム(暫定版)」時点のものであり、現在、特定健診の検査項目について見直し等が行われている状況である。)

	(案) 特定健診	政管健保		特定健診 との比較	参考	
		一般	付加		老人保健事業 健康診査	労働安全衛生 定期健康診断
診察等	質問(問診)	○	○		○	○
	計	○	○		○	□
	体重	○	○		○	○
	測	○	○		○	○
	肥満度・標準体重	○	○		○	○
	腹囲	○		新規追加		
	視力		○			○
	聽力		○			○
	胸部聴診・腹部触診	○	○		○	○
脂質	血圧(座位)	○	○		○	○
	総コレステロール定量		○		○	■
	中性脂肪	○	○		○	■
	HDL-コレステロール	○	○		○	■
肝機能	LDL-コレステロール	○		新規追加		
	GOT	○	○		○	■
	GPT	○	○		○	■
	γ-GTP	○	○		○	■
	ALP		○			
	総蛋白			○		
	アルブミン			○		
	総ビリルビン			○		
	LDH		○			
代謝系	アミラーゼ		○			
	空腹時血糖	○	○		○	■1
	尿糖 半定量	□	○	必須→選択	○	□
	血清尿酸	○	○			
血液一般	ヘモグロビンA1C	○		新規追加	□	■1
	ヘマトクリット値	□	○	必須→選択	□	
	血色素測定	□	○	必須→選択	□	■
	赤血球数	□	○	必須→選択	□	■
尿・腎機能	白血球数		○			
	血小板・血液像			○		
	尿蛋白 半定量	□	○	必須→選択	○	○
	潜血	□	○	必須→選択	○	
呼吸	尿沈渣			○		
	血清クレアチニン	○	○		○	
心機能	肺活量			○		
	1秒量・1秒率			○		
肺	12誘導心電図	□	○	必須→選択	□	■
	胸部X線		○		*	○
	喀痰細胞診				*	□
胃	胃部X線		○		*	
	胃内視鏡		□			
大腸	直腸検査		□			
	免疫学的便潜血検査		○		*	
眼底検査		□		○	新規選択	□
				○		
腹部超音波			○			
			○			

### (参考)

感染症	HBs抗原	●		●1	
	HCV抗体	●		●1	
子宮頸がん(スメア方式)		△		*	
子宮体がん(細胞診)				*	
乳がん	視診・触診	△		*	
	X線			*	
歯周疾患健診		△		40歳、50歳	
骨粗鬆症健診				40歳、50歳女性	

※政管健保の検査項目のうち、太枠の項目については保険者(政管健保)が独自に実施する検査項目である。

○… 必須項目

△… 受診者の希望に基づき選択的に実施する項目

□… 医師の判断に基づき選択的に実施する項目

●… 35以上から各5歳ずみ毎で70歳まで(過去に当該検査を受けたことがない者)

●1… 40歳以上から各5歳ずみ毎で70歳まで(過去に当該検査を受けたことがない者)

■… 35歳及び40歳以上の者については必須項目、それ以外のものについては

医師の判断に基づき選択的に実施する項目

■1… いずれかの項目の実施で可

\*… 一般財源化されているが、指針等を策定している項目